

目 次

美幌町教育大綱(案)

計画期間：令和元年度(2019)～令和4年度(2022)

～ 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり～



BIHORO

Since 1887

令和2年1月

美 幌 町



目 次

I はじめに	1
II 大綱の位置付け	1
III 大綱の期間	2
IV 美幌町の教育のめざす姿	2
V 大綱の基本目標	2
VI 大綱の基本方針	2～5
1 学校教育の充実	
2 社会教育の充実	

I はじめに

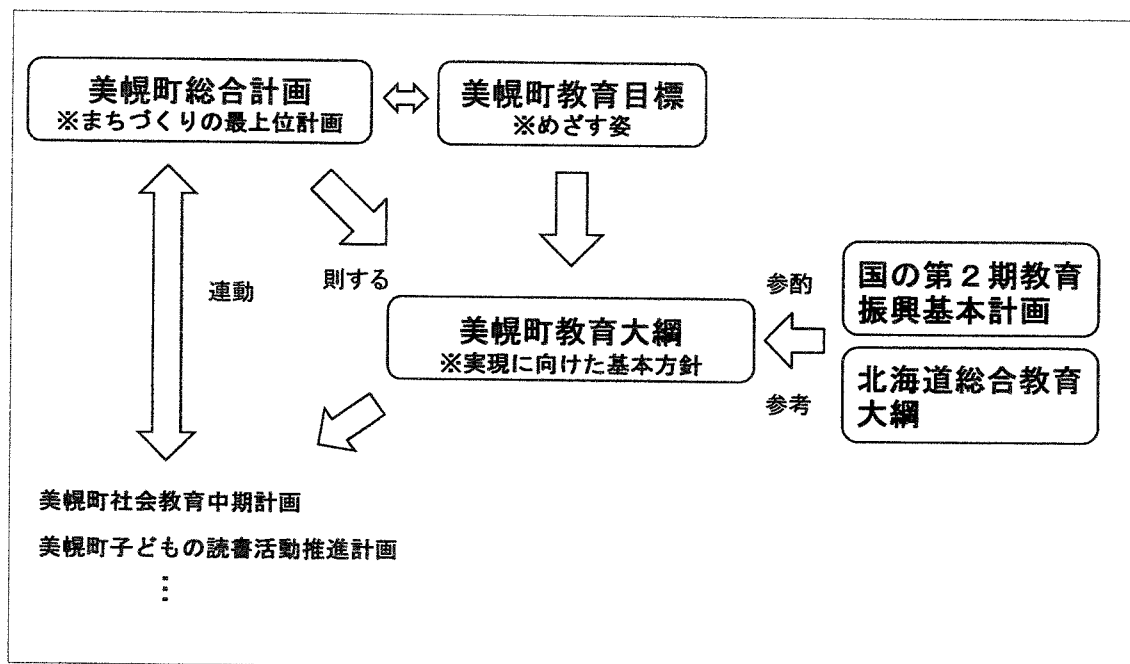
人口減少・少子高齢化、高度情報化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済情勢の変化に加え、地方主権型社会への進展もさらに加速しており、地域における教育の充実はますます重要になってきています。

このような状況のなか、美幌町の明日を担う人材を育成するため、ふるさと美幌で子どもたちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり自ら学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現をめざして、今後の教育、学術及び文化の振興に関しての総合的な施策の方針を示す「美幌町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、美幌町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにするものであり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

こうしたことから、美幌町におけるまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」を踏まえて策定いたします。



※美幌町総合計画 … 本町におけるまちづくりの最上位計画で、第6期は平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）までの11年間の計画。将来像と、教育・民生など分野別の基本目標などを定めている。

◎将来像：「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」

Ⅲ 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

ただし、国、道及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等により、本大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。

Ⅳ 美幌町の教育のめざす姿

美幌町教育目標をめざす姿と位置付け、その実現をめざします。

『人間性豊かな教育を目指して』

- ◎正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する
- ◎明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する
- ◎美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進する

〔昭和58年2月制定〕

Ⅴ 大綱の基本目標

第6期美幌町総合計画における教育分野の教育目標を、大綱の基本目標として位置付けます。

『夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり』

Ⅵ 大綱の基本方針

1 学校教育の充実

学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が備わり、『知・徳・体』の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

(1) 幼児教育の推進

幼児期は、人間形成の基礎を培う大事な時期であるため、幼稚園等においても家庭や地域との連携を図り、人を思いやる心や命の大切さを身につけるなど、心身ともに健全な発達を促し、一人ひとりの個性を生かす幼児教育の推進に努めます。あわせて、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育園（所）との相互連携を進めます。

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

基礎・基本の修得、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を高めるなど、生きる力の中核となる確かな学力づくりを築くため、学校間・校種間の連携を強化しながら、地域ぐるみで取り組んでいきます。あわせて、外国語（英語）教育の充実のためALTを増員するほか、学校図書館を有効活用した取り組みを進めます。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、運動習慣や望ましい生活習慣（「早寝・早起き・朝ごはん」など）を自ら身に付けさせるとともに、体力・運動能力の向上に向けた取り組みを進めます。あわせて、学校・家庭・関係機関と連携した地産地消等の取り組みによる食育事業を進めます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

子どもたちに、規範意識や倫理観、命を大切にする心や思いやりと感謝の心を育み、社会の一員として互いに支え合う共生の心と、豊かな人間性を育む道徳教育の推進に取り組めます。あわせて、地域における自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、地域の文化や産業などへの理解を深め、郷土を愛する、心を育む教育を進めます。

(5) 教育相談体制の充実

不登校等の子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援するため、教育相談に関する人材の確保（相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に努めるとともに、関係機関と密接な連携を図り、子どもの発達支援を進めます。また、いじめは、「どの子どもにも、どここの学校でも起こりうる」という強い共通認識を持ち、子どもに関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

(6) 特別支援教育の充実

自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、関係機関と連携した適切な教育の充実を図ります。

(7) 信頼される学校づくりの推進

教職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。また、町指導主事による学習指導や教育課程などに対応する専門的事項の指導助言を行います。あわせて、コミュニティ・スクール制度により「地域の子どもは、地域で育てる」仕組みの構築に向け、信頼され且つ魅力ある学校づくりの取り組みを進めます。

(8) 地域と連携した学校づくりの推進

スポーツ・芸能分野などについては、外部講師による指導や地域資源（自然、環境、人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりを進めます。

(9) 高等学校との連携協力

多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実のため、地域一丸となった要請活動に取り組んでいきます。

管内唯一の農業科を持つ高校として、魅力ある情報を内外に広く発信し、あわせて、生徒募集及び地域で望まれる各種支援の検討を進めます。

(10) 学校施設や良好な教育環境の整備・充実

子どもたちの安全と適切な学習環境を確保するため、財源確保に努めながら、教育ニーズに適合した設備・機器更新に係る計画的な教育環境の整備を進めます。

2 社会教育の充実

だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。

(1) 青少年の健全育成の推進

家庭・学校・地域社会が一体となって、青少年の健全育成と命を守るための環境づくりを進めるため、生活習慣や学習習慣を含めた子どもの体験学習機会の充実を図ります。

(2) 生涯学習の推進

町民の自主的・自発的な学習支援のため、子どもから高齢者までを対象とした講座や教室の開催、団体・サークルの主体的な教育活動の支援を図ります。また、社会教育委員の活動充実による町民意見の反映のほか、町民会館を学びの場として有効活用できる取り組みを進めます。

(3) 芸術・文化活動の推進

芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらし、活力ある地域づくりを目指します。また、「びほーる」を活動拠点として、芸術文化鑑賞の機会を提供し、発表の場の充実が図られる取り組みを進めます。あわせて、町民が主体的に芸術・文化活動に親しむことができる取り組みに支援します。

(4) スポーツの振興

スポーツの振興は、心身の成長を促し活力を与え、健康保持や子どもたちの体力向上が期待できます。あわせて、トップレベルとして活躍できる人材育成の環境整備を進めるほか、スポーツ合宿等によるトップアスリートとの交流により、夢と希望の持てる環境づくりを進めます。

(5) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実

【マナビティーセンター】

町民の学習活動の拠点施設として、団体・サークルの主体的な教育活動を支援するとともに、各種講座や教室開催による学習機会の充実に努めます。

【図書館】

資料や情報提供など直接的なサービスの充実に加え、読書活動の振興を担う機関として、利用者の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めていきます。あわせて、小中学校図書館と連携した図書館管理システムの導入や、公共施設等総合管理計画に基づく図書館の増改築の検討について進めます。

【博物館】

調査研究活動により教育資源の収集と保存に努めるとともに、その成果を子どもたちへの体験学習に活かすため、さらなる学校との連携を図ります。また、「美幌小学校のかしわの木」をはじめとする町文化財を保護・活用し、次世代につなげる活動を進めます。

【町民会館・びほーる】

生涯学習、芸術・文化活動の拠点として、講座や研修会、各種管内・全道大会を誘致し、様々な利用方法で町民に提供することにより、町民の生活及び文化の振興並びに福祉の増進を図る取り組みを進めます。

【トレーニングセンター・屋内多目的運動場】

既存施設（トレーニングセンター・管理棟）の耐震化による施設の長寿命化と、冬期間に屋外活動が可能となる屋内多目的運動場を整備し、町民のスポーツ振興に努めます。

(6) 第8次美幌町社会教育中期計画の策定

令和4年度から施行予定の「第8次美幌町社会教育中期計画」の策定に向けて、社会教育委員による学習・研修を行い、第7次計画のまとめや、単年度評価の意見・提言を踏まえ、第8次計画の策定に取り組みます。

新美幌町教育大綱(案)と美幌町教育大綱(現行)との新旧対照表

新	旧
目次 Iはじめに II大綱の位置付け III大綱の期間 IV美幌町の教育のめざす姿 V大綱の基本目標 VI大綱の基本方針	(新規) Iはじめに II大綱の位置付け

I はじめに

人口減少・少子高齢化、高度情報化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済情勢の変化に加え、地方主権型社会への進展もさるに加速しており、地域における教育の充実にはますます重要になってきています。

このような状況のなか、美幌町の明日を担う人材を育成するため、ふるさと美幌で子どもたちが生き生きと学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現をめざして、今後の教育、学術及び文化の振興に関する「美幌町教育大綱」の方針を示す「美幌町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、美幌町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにするものであり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。こうしたことから、美幌町におけるまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」を踏まえて策定いたします。

(図 省略)

I はじめに

人口減少・少子高齢化、高度情報化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済情勢の変化に加え、地方主権型社会への進展もさるに加速しており、地域における教育の充実にはますます重要になってきています。

このような状況のなか、美幌町の明日を担う人材を育成するため、ふるさと美幌で子どもたちが生き生きと学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現をめざして、今後の教育、学術及び文化の振興に関する「美幌町教育大綱」の方針を示す「美幌町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、美幌町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにするものであり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。こうしたことから、美幌町におけるまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」を踏まえて策定いたします。

(図 省略)

III 大綱の期間 この大綱が対象とする期間は、<u>令和元年度</u>から<u>令和4年度</u>までの4年間とします。ただし、国、道及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等により、本大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。 IV 美幌町の教育のめざす姿 美幌町教育目標をめざす姿と位置付け、その実現をめざします。 『人間性豊かな教育を目指して』 ◎正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する ◎明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する ◎美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進する 〔昭和58年2月制定〕 V 大綱の基本目標 第6期美幌町総合計画における教育分野の教育目標を、大綱の基本目標として位置付けます。 『夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり』 VI 大綱の基本方針 1 学校教育の充実 学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が備わり、『知・徳・体』の調和のとれた教育環境づくりを推進します。 (1) 幼児教育の推進 幼児期は、人間形成の基礎を培う大事な時期であるため、幼稚園等においても家庭や地域との連携を図り、人を思いやる心や命の大切さを身につけるなど、心身ともに健全な発達を促し、一人ひとりの個性を生かす幼児教育の推進に努めます。あわせて、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育園（所）との相互連携を進めます。	III 大綱の期間 この大綱が対象とする期間は、<u>平成27年度</u>から<u>平成30年度</u>までの4年間とします。ただし、国、道及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等によりこの大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。 IV 美幌町の教育のめざす姿 美幌町教育目標をめざす姿と位置付け、その実現をめざします。 『人間性豊かな教育を目指して』 ◎正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する ◎明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する ◎美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進する 〔昭和58年2月制定〕 V 大綱の基本目標 第6期美幌町総合計画における教育分野の教育目標を、大綱の基本目標として位置付けます。 『夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり』 VI 大綱の基本方針 1 学校教育の充実 学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育成するなど、『知・徳・体・育・体育・徳育』の調和のとれた教育環境づくりを推進します。 (1) 幼児教育の推進 幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期における教育が充実するよう就園（入園）の機会を確保するための支援を行うとともに、質の高い幼児教育の推進に努めます。あわせて、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育園（所）との相互連携を進めます。
--	---

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

基礎・基本の修得、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を高めるなど、生きる力の中核となる確かな学力づくりを築くため、学校間・校種間の連携を強化しながら、地域ぐるみで取り組んでいきます。あわせて、外国語（英語）教育の充実のためALTを増員するほか、学校図書館を有効活用した取り組みを進めます。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、運動習慣や望ましい生活習慣（「早寝・早起き・朝ごはん」など）を自ら身に付けさせるとともに、体力・運動能力の向上に向けた取り組みを進めます。あわせて、学校・家庭・関係機関と連携した地産地消等の取り組みによる食育事業を進めます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

子どもたちに、規範意識や倫理観、命を大切にすることや思いやりと感謝の心を育み、社会の一員として互いに支え合う共生の心と、豊かな人間性を育む道徳教育の推進に取り組めます。あわせて、地域における自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、地域の文化や産業などへの理解を深め、郷土を愛する、心を育む教育を進めます。

(5) 教育相談体制の充実

不登校等の子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援するため、教育相談に関する人材の確保（相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に努めるとともに、関係機関と密接な連携を図り、子ども達の発達支援を進めます。また、いじめは、「どの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」という強い共通認識を持ち、子どもに関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

(6) 特別支援教育の充実

自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服す

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

子どもたちが、変化の激しい多様な社会に適応し、生き抜く力身に付けられるよう、学校間・校種間の連携を図りながら、一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図る教育を進めます。あわせて、学校・家庭・地域と連携し、家庭における学習習慣と望ましい生活習慣の確立に努めます。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、運動習慣や望ましい生活習慣を自ら身に付けさせるとともに、体力・運動能力の向上に向けた取り組みを進めます。あわせて、健やかな成長と望ましい食習慣が身につくように、関係機関と連携した食育を進めます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

子どもたちに、規範意識や自他の生命の尊重、自尊意識や他者への思いやりといった豊かな心を醸成させるよう、発達段階に応じた道徳教育の推進に努めます。あわせて、地域における自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、地域の文化や産業などへの理解を深め、郷土を愛する心を育む教育の推進にも努めます。

(5) 教育相談体制の充実

教育相談や不登校対策の相談・指導体制の充実を図り、学校・家庭・関係機関との連携により問題解決に向けた取り組みを進めます。また、いじめは、「どの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」という強い共通認識を持ち、子どもに関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて取り組みを進めます。

(6) 特別支援教育の充実

特別な配慮が必要な子どもたちには、その状況を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な特別支援教育の充実を

るため、関係機関と連携した適切な教育の充実を図ります。 (7) 信頼される学校づくりの推進 教職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。また、町指導主事による学習指導や教育課程などに対応する専門的事項の指導助言を行います。あわせて、<u>コミュニティ・スクール制度により「地域の子どもは、地域で育てる」仕組みの構築に向け、信頼され且つ魅力ある学校づくりの取り組みを進めます。</u> (8) <u>地域と連携した学校づくりの推進</u> <u>スポーツ・芸術分野などについては、外部講師による指導や地域資源（自然、環境、人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりを進めます。</u>	図ります。 (7) 信頼される学校づくりの推進 教職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。また、町指導主事による学習指導や教育課程などに対応する専門的事項の指導助言を行います。あわせて、<u>スポーツ・芸術分野などの外部講師による指導や地域資源（自然、環境、人）を活用した開かれた学校づくりを進めます。</u> (新規)
(9) 高等学校との連携協力 多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実のため、<u>地域一丸となった要請活動に取り組んでいきます。</u> <u>管内唯一の農業科を持つ高校として、魅力ある情報を内外に広く発信し、あわせて、生徒募集及び地域で望まれる各種支援の検討を進めます。</u> (10) 学校施設や良好な教育環境の整備・充実 <u>子どもたちの安全と適切な学習環境を確保するため、財源確保に努めながら、教育ニーズに適合した設備・機器更新に係る計画的な教育環境の整備を進めます。</u>	(8) 高等学校との連携協力 多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実を要請する取り組みを進めます。町内唯一の高校を町民全体で支える気運を高め、町としての支援の在り方を検討します。 (9) 学校施設や良好な教育環境の整備・充実 <u>安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の適切な維持管理や非構造部材の耐震化、学校及び給食センターの施設並びに備品の計画的な改修・更新等を進めます。また、急速に進展する情報社会に対応できるようICT教育環境の整備・充実を図ります。</u>
2 社会教育の充実 だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。	2 社会教育の充実 だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。

(1) 青少年の健全育成の推進 家庭・学校・地域社会が一体となつて、青少年の健全育成と命を守るための環境づくりを進めるため、生活習慣や学習習慣を含めた子どもの体験学習機会の充実を図ります。	(1) 青少年の健全育成の推進 次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭・学校・地域・行政がより連携を深め、「地域の子どもは地域で育む」環境づくりを進めます。あわせて、心身ともにとくまにたいく子どもを育む体験活動の機会を拡充していきます。
(2) 生涯学習の推進 町民の自主的・自発的な学習支援のため、子どもから高齢者までを対象とした講座や教室の開催、団体・サークルの主眼的な教育活動の支援を図ります。また、社会教育委員の活動充実による町民意見の反映のほか、町民会館を学びの場として有効活用できる取り組みを進めます。	(2) 生涯学習の推進 「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる場と機会の充実に努め、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習の支援と、その学習の成果を地域に活かす取り組みを進めます。
(3) 芸術・文化活動の推進 芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらし、活力ある地域づくりを目指します。また、「びほーる」を活動拠点として、芸術文化鑑賞の機会を提供し、発表の場の充実が図られる取り組みを進めます。あわせて、町民が主眼的に芸術・文化活動に親しむことができる取り組みに支援します。	(3) 芸術・文化活動の推進 芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いのある生活を提供します。また、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展をめざします。あわせて、町民が主眼的に芸術・文化活動に親しむことができる活動に支援します。
(4) スポーツの振興 スポーツの振興は、心身の成長を促し活力を与え、健康保持や子どもたちの体力向上が期待できます。あわせて、トップレベルとして活躍できる人材育成の環境整備を進めるほか、スポーツ合宿等によるトップアスリートとの交流により、夢と希望の持てる環境づくりを進めます。	(4) スポーツの振興 個々の体力や年齢、目的に応じて親しめるスポーツの振興を通じて、心身の成長を促し活力を与え健康保持や体力向上が図られるよう環境整備を進めます。あわせて、トップレベルとして活躍できる人材を育成できるような地域特性に合わせた環境も整備します。
(5) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実 【マナビティセンター】 町民の学習活動の拠点施設として、団体・サークルの主眼的な教育活動を支援するとともに、各種講座や教室開催による学習機会の充実に努めます。 【図書館】 資料や情報提供など直接的なサービスの充実に加え、読書活動の振興を担う機関として、利用者の要望や社会の要請に応え、地	(5) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実 【マナビティセンター】 町民の学習活動を支える拠点施設として、各団体やサークルの主眼的な教育活動を支援するとともに、子どもから高齢者までを対象に各種講座や教室を開催して、学習機会の充実に努めます。 【図書館】 資料や情報提供など、直接的なサービスの充実に加え、子どもたちの読書活動の推進を図るとともに、多様化する町民ニーズに対応

域の実情に即した運営に努めていきます。あわせて、小中学校図書館と連携した図書館管理システムの導入や、公共施設等総合管理計画に基づく図書館の増改築の検討について進めます。 【博物館】 調査研究活動により教育資源の収集と保存に努めるとともに、その成果を子どもたちへの体験学習に活かすため、さらなる学校との連携を図ります。また、「美幌小学校のかしわの木」をはじめとする町文化財を保護・活用し、次世代につなげる活動を進めます。 【町民会館・びほーる】 生涯学習、芸術・文化活動の拠点として、講座や研修会、各種管内・全道大会を誘致し、様々な利用方法で町民に提供することにより、町民の生活及び文化の振興並びに福祉の増進を図る取り組みを進めます。 【トレニンングセンター・屋内多目的運動場】 既存施設（トレニンングセンター・管理棟）の耐震化による施設の長寿命化と、冬期間に屋外活動が可能となる屋内多目的運動場を整備し、町民のスポーツ振興に努めます。	した運営に努めます。 【博物館】 子どもたちへの体験学習を提供するため、学校との連携を進めます。あわせて、調査研究活動により教育資源の収集と保存に努めます。 【町民会館】 町民の地域活動や文化芸術活動の場であり、現町民会館部分の耐震化や老朽化などから改築を行い、地域活動や生涯学習の充実に努めます。 (新規) (新規)
(6) 第8次美幌町社会教育中期計画の策定 令和4年度から施行予定の「第8次美幌町社会教育中期計画」の策定に向けて、社会教育委員による学習・研修を行い、第7次計画のまとめや、単年度評価の意見・提言を踏まえ、第8次計画の策定に取り組みます。	

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。
旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点で、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主事者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらぬのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会との多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家でない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。
このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にとどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを期待されています。
なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についての記載は、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみで協議する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議課題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定しています。例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。
なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がついた事項については尊重義務が生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものを定めることを想定しています。
また、地方公共団体の場合、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるとあり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。
法律詳細：http://www.next.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT ① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT ③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT ② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT ④ 大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定

文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの
教育委員会の
課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

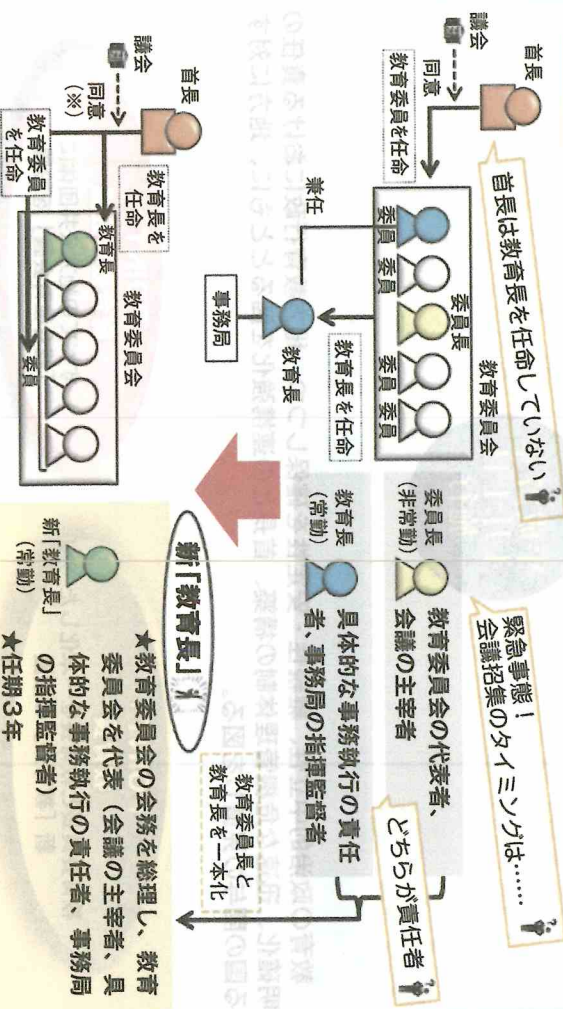
教育委員会
の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き継ぎ、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT ① 教育委員 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

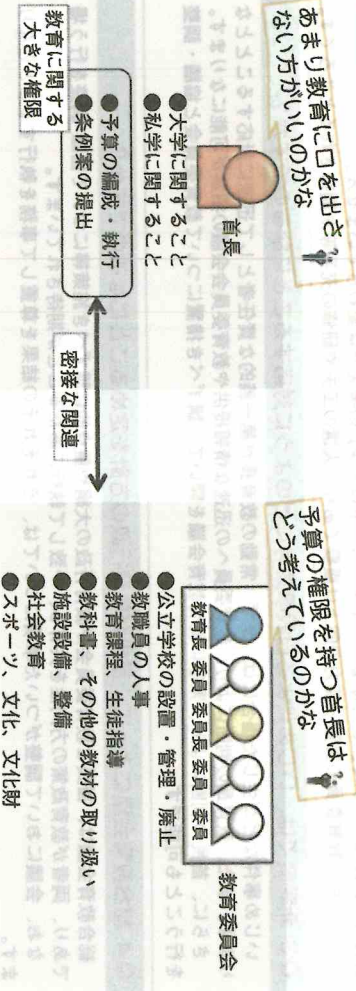


- ※教育長については、所信表明など丁寧な手帳を期待
- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

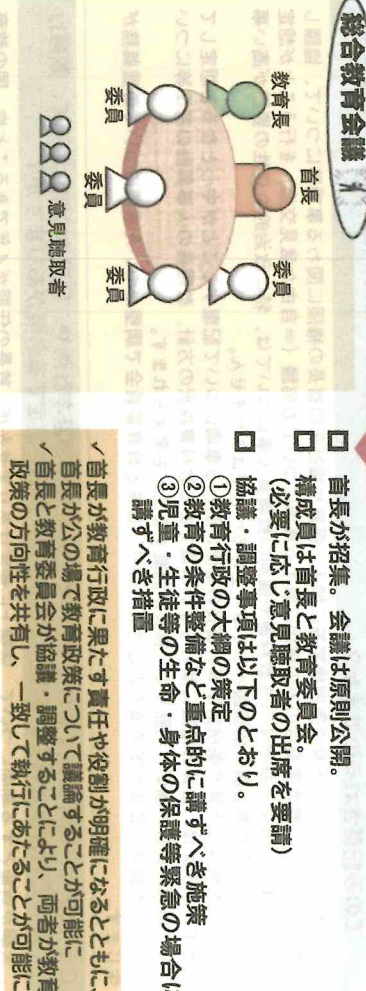
POINT ② 教育委員会 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT ③ 総合教育会議 すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議の設置



POINT ④ 大綱 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化